

マーガリン類，ショートニング，精製ラード及び食用精製加工油脂についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は，日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行うマーガリン類，ショートニング，精製ラード及び食用精製加工油脂についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は，この検査方法に引用されることによって，その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は，その最新版を適用する。

- JAS 0932** マーガリン類
- JAS 0988** 精製ラード
- JAS 0989** ショートニング
- JAS 1424** 食用精製加工油脂

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は，**JAS 0932**，**JAS 0988**，**JAS 0989** 及び **JAS 1424** による。

4 検査の種類

検査は，次の方法によって行わなければならない。

- 検査は抽出して行う。
- 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は，**箇条5**に定めるところによる。

5 検査

5.1 第1種検査方法

5.1.1 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるマーガリン類，ショートニング，精製ラード，及び食用精製加工油脂（以下“マーガリン類等”という。）の1日分以内の製造荷口を検査荷口とし，その検査荷口から無作為に1個の容器又は包装（一容器又は一包装の容量が450gに満たないものにあつては，当該容量が450g以上となる最小の個数とする。）を抽出し，その容器又は包装から450gの試料を採取する。

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.1 の規定によって抽出した試料に当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い，その結果，当該試料が当

該日本農林規格に定める品質又は表示の基準に適合するときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。

5.2 第1種検査方法から第2種検査方法への移行

5.1に定めるところによって検査を行った結果、連続して10回合格に格付されたときは、それ以後の検査は、5.3に定めるところによる。

5.3 第2種検査方法

5.3.1 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるマーガリン類等の15日間以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から1個の容器又は包装（一容器又は一包装の容量が450gに満たないものにあつては、当該容量が450g以上となる最小の個数とする。）を抽出し、その容器又は包装から450gの試料を採取する。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.3.1の規定によって抽出した試料に当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める品質の基準に適合するときは、当該検査荷口のことを合格に格付する。

5.4 第2種検査から第1種検査への移行

5.3に定めるところによって検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、それ以後の検査は、5.1に定めるところによる。

制定等の履歴

制 定 令和4年6月17日農林水産省告示第1029号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年6月17日農林水産省告示第1029号
令和4年6月17日から施行する。